

大学・専門学校等卒業後の在留申請等について

法務省入国管理局入国在留課 補佐官 高竿 正人

ただ今紹介に預かりました、法務省入国管理局入国在留課で補佐官をしております高竿と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。座ってご説明させていただきます。

まず、お手元に配布しております資料の 1 になりますが、これは在留資格の一覧表を掲載したものでございます。まず 1 枚目につきましては、我が国において就労が認められている在留資格でございます。就労目的とする在留資格については、日本国政府は、専門的技術的分野で就労する外国人について、積極的に受け入れるという方針に基づくものとなっております。主な在留資格に該当する活動といたしましてはこの該当例のとおりであり、在留期間や現在の在留者数等が一覧表に載っております。

続きましては、1 枚めくっていただきまして、2 枚目の資格は就労資格以外の在留資格になりますが、この特定活動という在留資格につきましては一部、法務大臣が指定した活動により就労が認められるものがあるほか、紫の表示になっている永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者といった身分関係に基づく在留資格につきましては、基本的に就労活動に制限がございません。

もう 1 枚めくっていただきまして、資料 2 に入らせていただきます。こちらは、昨年 10 月末現在における、雇用対策法による外国人雇用状況届出に基づいた、我が国における外国人労働者の内訳となっております。先ほど申し上げました、就労を目的とする在留資格により就労している方につきましてはこの一覧表の丸 1、就労目的で在留が認められる者となっております。現在 23 万 8000 人の方が在留しているという状況です。また永住者、日本人の配偶者等との在留資格による方というのは、丸 2 の身分に基づき在留する者に該当し、留学生等のアルバイトにつきましては、1 番下、丸 5 の資格外活動となっております。約 30 万人となっております。なお、留学生のうち約 9 割の方が、この資格外活動の許可を受けているといった状況となっております。

続きまして、資料の 3 です。こちらは入国管理局における留学生の我が国企業への就職の円滑化のための取り組みでございます。まず 1 番目、先ほど申し上げましたように、外国人留学生が我が国において就職する場合に最も多い在留資格である「技術・人文知識・国際業務」の運用でございます。この在留資格につきましては、本邦の公私の機関との契約に基づき、大学や専門学校で学んだ理系や文系の知識を生かして、専門的技術的な業務に従事する場合に許可される在留資格でございます。簡単に審査のポイントについてご説明いたしますと、まず 1 点目といたしましては、留学生が実際にどういった業務に従事して、その業務内容が先ほど申し上げたような専門的技術的な業務に該当するものであるのかということになります。仮にその該当性が認められる業務であったとしても、従事する

業務以外の業務において、関連する業務に認められないという場合においては、この資格が認められない場合もございます。要は、業務量とのバランスがかなり重視されるというところがございます。やはり、ほんの一部に該当する業務があるというだけでは認められない資格であります。これにつきましては、雇用契約書だけでは分からない部分もございますので、詳細な業務内容等を追加資料等で提出していただいて、審査しているところがございます。次に 2 点目といたしましては、従事しようとする業務に必要な技術、または知識に関わる科目を専攻して卒業しているかということが必要になります。具体的に申し上げますと、大学や専門学校で学んだ知識を生かして業務に従事しているかということですが、若干、大学と専門学校によって取り扱いは異なっております。大学につきましては、一般教養含めて、幅広く学問を学ぶということから、業務内容との関連性につきましては相当柔軟に判断しているところがございます。他方で専門学校につきましては、学校教育法上の目的も異なりますし、特定分野において 2 年間で 1700 単位時間以上集中的に学ぶことということもございますので、業務内容との関連性につきましては、これはかなり厳しく見ているところがございます。あと 3 点目につきましては、日本人と同等、またはそれ以上の報酬を受けるかどうかということがございます。こういったところがこの在留資格の大きな審査のポイントとなっております。

次に 2 番目の在留資格、介護についてのご説明でございます。これは昨年の 9 月から施行された、新しく創設された在留資格でございます。介護の在留資格が認められるためには、文部科学大臣、厚生労働大臣、都道府県知事が指定しました介護福祉士養成施設を卒業して、介護福祉士の国家資格を取得する必要があります。従って、実務経験を生かしたルートというのはまだ認められていないところがございます。現時点においては、あくまでも施設養成ルートであることが対象になっているということでございます。

最後に 3 番目、右側になりますが、留学生の卒業後の支援ということで、簡単にご説明いたします。大学を卒業、又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して卒業された留学生の方が、卒業後に就職活動を行う場合におきましては、大学生の場合は卒業前から、就職活動を引き続き行っているものであるか、または、専門学校を卒業される場合においては、履修内容が技術・人文知識・国際業務等の就労に係る活動と関連があるかであり、いずれの場合におきましても、直前まで在籍しておりました教育機関から、就職活動に関わる推薦状を受けていることを要件として、最長で 1 年間の滞在を認めているところがございます。最近の就職活動中の方に係る取り組みといたしましては、大学を卒業した後、さらにもう 1 年、2 年目も継続して就職活動を行うとして地方公共団体が実施する留学生就職支援事業であって、技術・人文知識・国際業務等の在留資格に該当する活動を行うなど、一定の要件を満たしている場合においては、インターンシップへの参加を含む就職活動ということであれば、さらに 1 年間の滞在を認めているというような取り扱いとなっております。

この他、就職先が内定した場合においても、採用までの間の滞在について認めていると

ころでございまして、これらは全て特定活動という在留資格で許可しているところがございます。先ほどもご説明しましたように、この技術・人文知識・国際業務の在留資格につきましては、留学生からの就職への資格変更において約 9 割の方がこの資格を得ているところがございます。かつ業務内容につきましても大体 4 分の 1 ぐらいが通訳翻訳業務に従事しているという状況でございます。この資格に関わります取り扱いにつきましては、お手元の資料 4 ガイドラインの方にお配りしているものがございますのでそちらをご確認していただければと思います。後ろの方にも許可事例などを掲載しておりますので、お時間のあるときにでもご覧いただければと思います。

駆け足になりましたが、以上で私からの説明は終わらせていただきます。

(質疑応答)

Q 1. 福祉の介護の資格が在留資格は認められていくという中で、例えば介護だと専門学校や短期大学でも取れるかもしれませんが、大学だと社会福祉士や精神保健福祉士、特別支援学校教諭など、より高度な福祉の資格が取れると思います。そちらは対応になるのでしょうか。それから大学に対して柔軟な対応をされているとのことですが、社会科学系と人文科学系では、どうもその技術・人文知識・国際業務とする理由書を書くのに苦労しそうなところが見えます。文系の場合、人文科学系でも審査の際に有利・不利ということは関係ないのでしょうか。

A. まずは介護の在留資格でございますが、今現在認められているのは、文部科学省と厚生労働大臣、地方自治体の指定した養成施設におきまして教育を受けた方が、介護福祉士の資格を取った場合において認められるという流れになっております。今後、実務経験を有する方につきましても認めていく方向で調整中でございますが、現在におきましては、まだ養成施設等を卒業された方で介護福祉士の資格を取られた方のみが対象になっているところがございます。

また、文系と理系における就職でございますが、これまで履修された科目とこれから行おうとする業務が全く科目に関連性がないということであれば消極的判断をされることであろうかとは思いますが、基本的にはかなり柔軟に対応をしておりますので、不許可となる事例は散見されているような状況ではございません。要は、業務内容につきましては、少し細かく、恐らく関連する部分もある可能性があると思いますので、そのあたりにつきましては業務内容の詳細を説明していただくような形で申請していただければと思います。

Q 2. 資料 3 の 3 番目、留学生の卒業後の就職支援につきまして「1 週について 28 時間を

超えるインターンシップが認められる例を公表」とあり、就職活動の一環として行うインターンシップについては1週につき28時間を超える資格外活動許可が受けられると書いてあります。何をもちて就職活動の一環として行うインターンシップと判断するのかをご教示いただければと思います。

A. 皆様ご存じのとおり、学生さんにつきましては1週28時間以内の資格外活動を許可しているところがございます。さらに長期休業期間におきましては1日8時間以内という特例を設けておきまして、その範囲の中であれば在学中であっても、できる方はインターンシップを行って構いません。さらにこの時間で許容できない場合におきましては、個別に資格外活動許可を取られて行うことを既に認めているところがございます。

就職活動の一環、ということは卒業してからの話になると思いますので、卒業までに就職できなかった方につきましては、大学等の支援等を得まして就職活動として特定活動を認めているところがございます。この就職活動の特定活動につきましても、同様に申請によりまして資格外活動許可を行っておりますので、こういった過程につきましても資格外活動許可の対象になっています。さらにこういった活動を、就職活動を行いながらインターンシップをやりたいという方につきましても、先ほど申し上げたように週28時間を超えるような場合におきましては、個別の許可を取ることでインターンシップをしながら就職活動を行うことができる、といった取り組みでございます。